旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 芦間高等学校 | 管外旅費について、精算額を誤り、過誤払となっているものがあった。また、旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延していた。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | 過誤払旅費額 |
| Ａ | 岐阜県 | 令和６年８月２日及び同月３日 | 33,300円 | 令和６年９月12日 | 1,880円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。【大阪府財務規則の運用】第47条関係１　概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年５月27日）